

令和7年度 第1回 桜井市地域公共交通活性化再生協議会 会議要旨

1 日 時

令和7年6月19日（木）13:00～

2 場 所

桜井市 本庁舎3階 災害対策本部室

3 出席者

委員14名（うち、代理出席6名）、事務局（4名）

4 会議の成立

委員15名中、14名出席で、委員の過半数が出席しており、桜井市地域公共交通活性化再生協議会規約第8条第2項の規定により会議が成立

5 協議事項

議事1 令和6年度事業報告について

議事2 地域交通維持・確保に向けた調査検討事業について

議事3 桜井飛鳥線の実証運行（案）について

議事4 令和7年度桜井市地域公共交通活性化再生協議会予算（案）

議事5 令和7年度桜井市地域公共交通確保維持改善事業

6 資料

- ・委員名簿

- ・出席者名簿

- ・次第

- ・資料1 令和6年度事業報告について

- ・資料2 令和6年度収支決算報告

- ・資料3 地域交通維持・確保に向けた調査検討事業について

- ・資料4 桜井飛鳥線の実証運行（案）について

- ・資料5 令和7年度桜井市地域公共交通活性化再生協議会予算（案）

- ・資料6 令和7年度桜井市地域公共交通確保維持改善事業

7 協議内容

議事 1 令和 6 年度事業報告について 承認

議事 2 地域交通維持・確保に向けた調査検討事業について 承認

奈良県タクシー協会：天理桜井線の収支率が基準値を満たしていないとあるが、このままでは補助は打ち切られてしまうのか。打ち切りとなった場合は、令和 7 年度からなのか、もしくは令和 8 年度からなのか。また、基準値を満たすための今後の見通しはあるのか。

事務局：現段階では、県から令和 7 年度補助金の打ち切り等の話は出ていない。天理桜井線は収支率の基準値を満たしていないが、今回の調査結果からも読み取れるように桜井市から天理市の病院や駅に行くために使用している人が多く、利用者の需要も高い。県とも協力しながら、利用促進を行い、路線の維持を図っていきたい。

奈良県タクシー協会：天理桜井線の必要性は感じるため、今後も継続して県の補助金を受けられるよう、利用促進を行い、路線維持を継続してほしい。

議事 3 桜井飛鳥線の実証運行（案）について 承認

奈良県タクシー協会：この桜井飛鳥線は、奈良交通が運行しているもので、今回延伸する認可申請区間において、奈良交通が申請するものではないのか。一連の流れを聞いてみると、協議会または市が認可申請を行うように思いかねない。

事務局：当市の観光部局からの申し出で今回桜井飛鳥線を延伸することとなりました。そのため、依頼は市からのため協議会で協議をかけた。申請自体は奈良交通で行ってもらおう。

奈良県タクシー協会：奈良交通が申請するとなれば、実証運行という方法が可能なのかどうか。実証運行を一定期間行い、この運行が通年となれば、その認可申請の地点から通年で運行することになるのではないのか。

事務局：来年夏ごろの世界遺産登録を目指しており、それに向けて事前に実証運行をすることとしました。一度登録されるとその路線が通常の路線になるのかどうかについては認識していなかった。

奈良交通株式会社：継続も休止も事務的な手続きとしては変わらない。また、令和 8 年度夏ごろまでの実証運行はこちらも認識しており、通年で認可申請することもできる。申請期間については、市と調整していきたい。

議事 4 令和 7 年度桜井市地域公共交通活性化再生協議会予算（案） 承認

議事 5 令和 7 年度桜井市地域公共交通確保維持改善事業 承認

タクシー協会桜井部会：デマンド型乗合タクシーの運行時間や曜日が地域によって異なるため、同じ曜日・時間帯での運行にしていきたい。また、高家地区に関しては、週に 2 回しか運行がないため、利用回数も少なく、利用しづらいため回数を増やしてど

うか。

タクシー協会桜井部会：多武峰地区の運行時間変更について、利用者の意見から 9 時～8 時に変更となったが、病院は 9 時からしか開いていないため、利用者にとって不便ではないのか。8 時・9 時・10 時の 3 便に増便する等、利用者目線の変更が必要ではないか。

事務局：運行時間や曜日が地域によって異なる件については、地域の意見を踏まえて見直しを検討する。その他、高家地区・多武峰地域に関しても、地元と調整し検討していきたい。

令和7年度 第1回 桜井市地域公共交通活性化再生協議会

次第

日時：令和7年6月19日（木） 午後1時から

場所：桜井市役所 本庁 3階 災害対策本部室

1. 開 会

2. 挨拶 会長 前野 孝久

3. 議 事

1. 令和6年度事業報告について

資料1 令和6年度事業報告等について

資料2 令和6年度収支決算報告

2. 地域公共交通維持・確保に向けた調査検討事業について

資料3 地域公共交通維持・確保に向けた調査検討事業について

参考資料 天理桜井線 OD 調査集計結果

3. 桜井飛鳥線の実証運行（案）について

資料4 桜井飛鳥線の実証運行（案）について

4. 令和7年度予算（案）について

資料5 令和7年度桜井市地域公共交通活性化再生協議会予算（案）

5. 令和7年度地域公共交通確保維持改善事業について

資料6 令和7年度地域公共交通確保維持改善事業（案）

令和7年度 第1回 桜井市地域公共交通活性化再生協議会

日時: 令和7年6月19日(木) 13:00～

場所: 桜井市 本庁舎3階 災害対策本部室

団 体	出 席 者			備 考
	所 属	職 ・ 氏 名		
桜井市	-	副市長	前野 孝久	
近畿運輸局奈良運輸支局	企画輸送監査部門	首席運輸企画専門官	柏原 博人	代理出席
奈良県中和土木事務所	-	所長	渡邊 義明	
奈良県桜井警察署	交通課	課長	松田 充弘	代理出席
奈良県	県土マネジメント部 リニア・地域交通課	係長	森 加代子	代理出席
桜井市自治連合会	-	会長	河合 淳好	
社会福祉法人桜井市社会福祉協議会	-	会長	福井 達郎	
奈良県交通運輸産業労働組合協議会	-	幹事	杉本 晃男	代理出席
公益社団法人 奈良県バス協会	-	専務理事	岩崎 靖彦	
一般社団法人 奈良県タクシー協会	-	専務理事	葛城 滝男	
奈良交通株式会社	乗合事業部	課長	堀川 正規	代理出席
一般社団法人 奈良県タクシー協会桜井部会	-	部会長	辻 雅行	
近畿日本鉄道株式会社	-	大和八木駅 副駅長	守田 剛	代理出席
西日本旅客鉄道株式会社	奈良駅	奈良駅桜井線線区長	青木 和茂	

令和 6 年度事業報告等について

○桜井市地域公共交通活性化再生協議会の開催

第1回 令和6年4月24日(水)【書面開催】

- (1) 第1号議案 「地域公共交通維持・確保に向けた調査検討事業」について
- (2) 第2号議案 令和6年度予算(案)について

第2回 令和6年6月20日(木)

- (1) 桜井市地域公共交通計画の修正について
- (2) 令和5年度事業報告について
- (3) 地域公共交通計画認定申請について
- (4) デマンド型乗合タクシー(多武峰)の運行内容変更について

利用者の利便性向上を目的に、令和6年6月より乗降場所として森本整形外科・小阪医院を追加、また、運行時間を9:00から8:00に変更することに決定した。

(火) 利用者宅 ～ 小阪医院、森本整形外科、桜井駅南口、ヤマトー桜井南店、済生会中和病院

- (5) 地域公共交通の維持・確保に向けた調査検討事業について

第3回 令和6年9月18日(水)【書面開催】

- (1) 第1号議案 多武峰地域デマンド型乗合タクシーの運行について

地元住民の要望を受け、1年間の実証実験として令和5年10月よりデマンド型乗合タクシーの運行を開始し、令和6年6月には運行時間の変更および乗降場所を追加することを決定した。

この実証運行は、本来デマンド型乗合タクシー導入検討地域ではない地域に対しても導入し、コミュニティバスの運行にどのように影響するかを検証するべく実施したものであり、運行内容変更後の期間が短く十分な検討ができないと考えられるため、実証運行を令和7年9月30日まで延長することに決定した。

第4回 令和7年1月16日(木)【書面開催】

- (1) 第1号議案 令和6年度地域公共交通確保維持事業(地域内フィーダー系統

確保維持費国庫補助金）の事業評価（自己評価）について

(2)第2号議案 上之郷地域デマンド型乗合タクシーの運行について

利用者の利便性向上を目的に、令和7年4月より乗降場所としてあさくらクリニックを追加することに決定した。

(月・水～土) 利用者宅 ～ 長谷寺駅、あさくらクリニック、スーパーセンター

オークワ、桜井市役所、桜井駅南口、済生会中和病院

(火) 利用者宅 ～ 長谷寺駅、あさくらクリニック、森本整形外科、小

阪医院、桜井駅南口、済生会中和病院

第5回 令和7年3月14日(金) 【書面開催】

(1)第1号議案 コミュニティバス多武峯線の運行変更について

利用者の利便性向上を目的に、令和7年4月よりコミュニティバス多武峯線の一部便における運行内容を変更することに決定した。

バス停留所“桜井市総合福祉センター”を経由する便を往復2便から3便に変更。

(2)第2号議案 地域公共交通確保維持事業に係る地域公共交通計画の変更

○市広報紙・HP等による公共交通の利用促進・啓発

広報「わかざくら」9月号にて掲載。

○天理桜井線に関するOD調査

議案2にて説明。

桜井市地域公共交通計画 目標ごとの成果指標

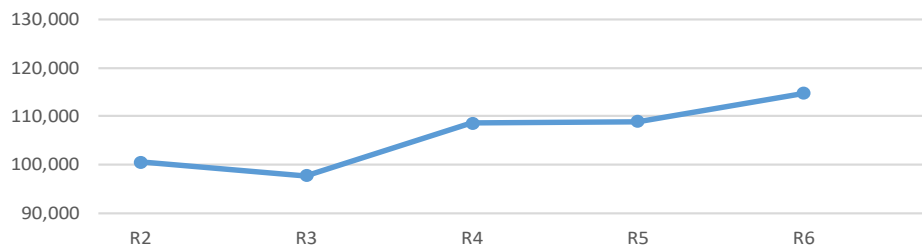
目標	指標		単位	R5	R6	R9 目標値
1.日常生活の移動がしやすい公共交通	コミュニティバス利用者数(1年あたりの総数)		千人	109	115	100
	デマンド型乗合タクシー利用者数(1年あたりの総数)		人	2,037	2,249	1,843
	路線バス利用者数(1年あたりの総数)		千人	84	90	76
	JR 鉄道駅乗車人員(1年あたりの総数)		千人	1,034	1,125	896
	近鉄鉄道駅乗車人員(1年あたりの総数)		千人	3,475	3,516	3,254
	コミュニティバスへの公的資金投入額(利用者1人あたり)		円/人	616	580	731
	コミュニティバスの収支率		%	26.0	29.7	22.0
	デマンド型乗合タクシーへの公的資金投入額(利用者1人あたり)		円/人	2,199	2,563	2,157
	デマンド型乗合タクシーの収支率		%	17.1	14.3	17.9
2.誰もが快適に利用できる公共交通	高齢者の運転免許証自主返納者数(1年あたりの総数)		人	95	166	108
	神社仏閣最寄りバス停の乗降者数(1日あたりの平均)		人	54.7	72	42
3.まちの賑わいを創出する公共交通	主要施設最寄りバス停の乗降者数(1日あたりの平均)	商業施設	人	26.3	44.9	29
		病院	人	8.3	7.1	8.0
	市街地で公共交通の情報提供を実施している施設数		施設	5	5	5
4.市民が親しみを感ずる公共交通	バスの乗り方教室等モビリティ・マネジメントの実施回数		回/年	2	1	1
	市民1人が1年間にコミュニティバスを利用する回数		回/年	2.0	2.1	2.0

コミュニティバス利用実績

利用実績(路線別) (単位:人)

	R2	R3	R4	R5	R6
初瀬・朝倉台線	43,758	40,095	45,301	45,633	47,117
南循環線	8,553	9,989	12,437	12,239	14,160
西北部循環線	9,472	9,803	9,793	9,753	11,228
多武峯線	38,698	37,770	41,042	41,284	42,192
合計	100,481	97,657	108,573	108,909	114,697

利用実績 推移



利用実績(月別) (単位:人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
R5	9,366	9,064	9,036	8,621	8,122	8,471	9,759	12,307	9,809	8,257	7,201	8,896
R6	10,192	9,691	9,014	8,110	7,777	8,806	9,908	13,363	11,092	9,025	8,103	9,616

運行経費・収入

	R2	R3	R4	R5	R6
運行経費(単位:円)	93,713,300	91,440,700	89,891,800	90,565,100	94,712,100
運行収入(単位:円)	21,510,316	20,093,747	23,159,515	23,527,298	28,133,663
収支率	22.95%	21.97%	25.76%	25.98%	29.70%

公費負担額

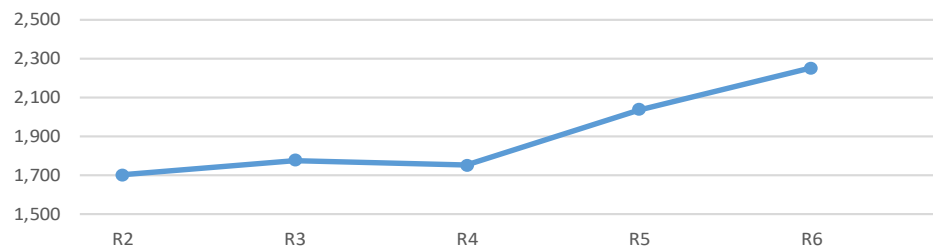
	R2	R3	R4	R5	R6
利用者数(単位:人)	100,481	97,657	108,573	108,909	114,697
収支差額(単位:円)	72,202,984	71,346,953	66,732,285	67,037,802	66,578,437
公費負担額 (利用者1人あたり)	719円/人	731円/人	615円/人	616円/人	580円/人

デマンド型乗合タクシー利用実績

利用実績(地域別) (単位:人)

	R2	R3	R4	R5	R6
上之郷地域	1,610	1,696	1,636	1,821	1,825
高家地区	88	74	71	38	44
穴師・江包地区		3	42	93	83
多武峰地域				85	297
合計	1,698	1,773	1,749	2,037	2,249

利用実績 推移



利用実績(月別) (単位:人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
R5	155	162	164	173	167	176	177	178	165	169	163	188
R6	195	191	196	207	189	188	176	201	169	165	179	193

運行経費・収入

	R2	R3	R4	R5	R6
運行経費(単位:円)	4,538,150	4,656,790	4,785,000	5,403,300	6,727,800
運行収入(単位:円)	788,600	833,000	811,300	924,400	963,100
収支率	17.38%	17.89%	16.96%	17.11%	14.32%

公費負担額

	R2	R3	R4	R5	R6
利用者数(単位:人)	1,698	1,773	1,749	2,037	2,249
収支差額(単位:円)	3,749,550	3,823,790	3,973,700	4,478,900	5,764,700
公費負担額 (利用者1人あたり)	2208円/人	2157円/人	2272円/人	2199円/人	2563円/人



桜井市コミュニティバスの魅力を運行する 奈良交通株式会社にインタビューをしたよ

奈良交通株式会社
自動車事業本部乗合事業部
才野木 宏 さん



桜井市コミュニティバスでは、いつもは運転に集中してゆっくりと見ることでない車窓からの眺めを楽しみながら移動することができます。日頃、運転している車とは速度も目線の高さも異なるために、慣れ親しんだ道でも行ったことのないお店や素敵な景色など新たな発見もあるかもしれません。

また、談山神社の秋のライトアップなど、桜井市コミュニティバスで行くことができる紅葉の時期の見どころもたくさんあります。普段利用しない人も桜井市コミュニティバスを使って桜井市の観光スポットへおでかけしてみませんか。

2 桜井市コミュニティバスをお得に利用できる方法を紹介するよ

各種割引制度について

乗継割引制度

桜井市コミュニティバスを桜井駅で乗り継いだ場合は、乗り継いだ先（2 台目）のバスの運賃から大人 220 円（小児 110 円）を割り引く制度だよ

多武峯線乗車証割引制度

市内在住・在勤（学）の人は運賃上限が 360 円（現金に限る）になる割引制度だよ。割引には「桜井市コミュニティバス多武峯線乗車証」が必要なんだ。

【問い合わせ先】行政経営課（☎ 42 - 9111 内線 1262）

総合福祉センター利用者割引制度

バス停「倉橋口」・「桜井市総合福祉センター」で乗降する 60 歳以上の総合福祉センターの利用者は、片道の運賃が 100 円（現金に限る）になる割引を実施しているよ。割引には「総合福祉センター利用者証」が必要なんだ。

【問い合わせ先】高齢福祉課地域包括ケア係（☎ 42 - 9111 内線 2173）

各種事業について

高齢者運転免許自主返納支援事業

運転免許証を自主返納された 65 歳以上の高齢者へ公共交通を利用する費用を支援（1 回限り）するよ。

▶支援内容 5,000円相当分として次のいずれかを交付

- 桜井市内共通商品券
- ICOCA カード（デポジット代を含む）

【問い合わせ先】危機管理課危機管理係
（☎ 42 - 9111 内線 1431）



詳細はこちら▲

奈良交通ゴールドパス配布事業

運転免許証を自主返納された 65 歳以上の高齢者へ奈良交通とエヌシーバスの路線バス運賃が半額になるゴールドパス※を配布（最大 1 年分）するよ。

※現金をチャージして利用する IC カードだよ。デポジット代（500 円）の負担が必要なんだ。

【問い合わせ先】奈良交通お客様サービスセンター（☎ 0742 - 20 - 3100）



詳細はこちら▲

3 桜井市コミュニティバスを利用しよう

桜井市コミュニティバスは、全ての路線が桜井駅を通過して、桜井駅を起点に、市役所・大型商業施設・病院などの主要施設に行くことができるよ。普段は車を運転している人でも病院での検査やお酒を飲むときなど、車を運転できない場合もあるよね。

目的地まで安心安全に移動することができる交通手段のひとつである桜井市コミュニティバス。外出の移動手段の一つとして、身近な公共交通である「バス」の利用してみてね。

みんな、
利用してみてね



ひみこちゃんの 桜井市コミュニティバス教室

公共交通は、高齢者や子どもたちを中心に、通院・通学・買い物など生活に欠かせないもので、桜井市でも市内の移動手段として桜井市コミュニティバスを運行しているよ。

そんな桜井市コミュニティバスだけど、利用したことがない人もたくさんいるんじゃないかな。一緒に桜井市コミュニティバスについて学んでみよう。

【問い合わせ先】行政経営課（☎ 42 - 9111 内線 1262）

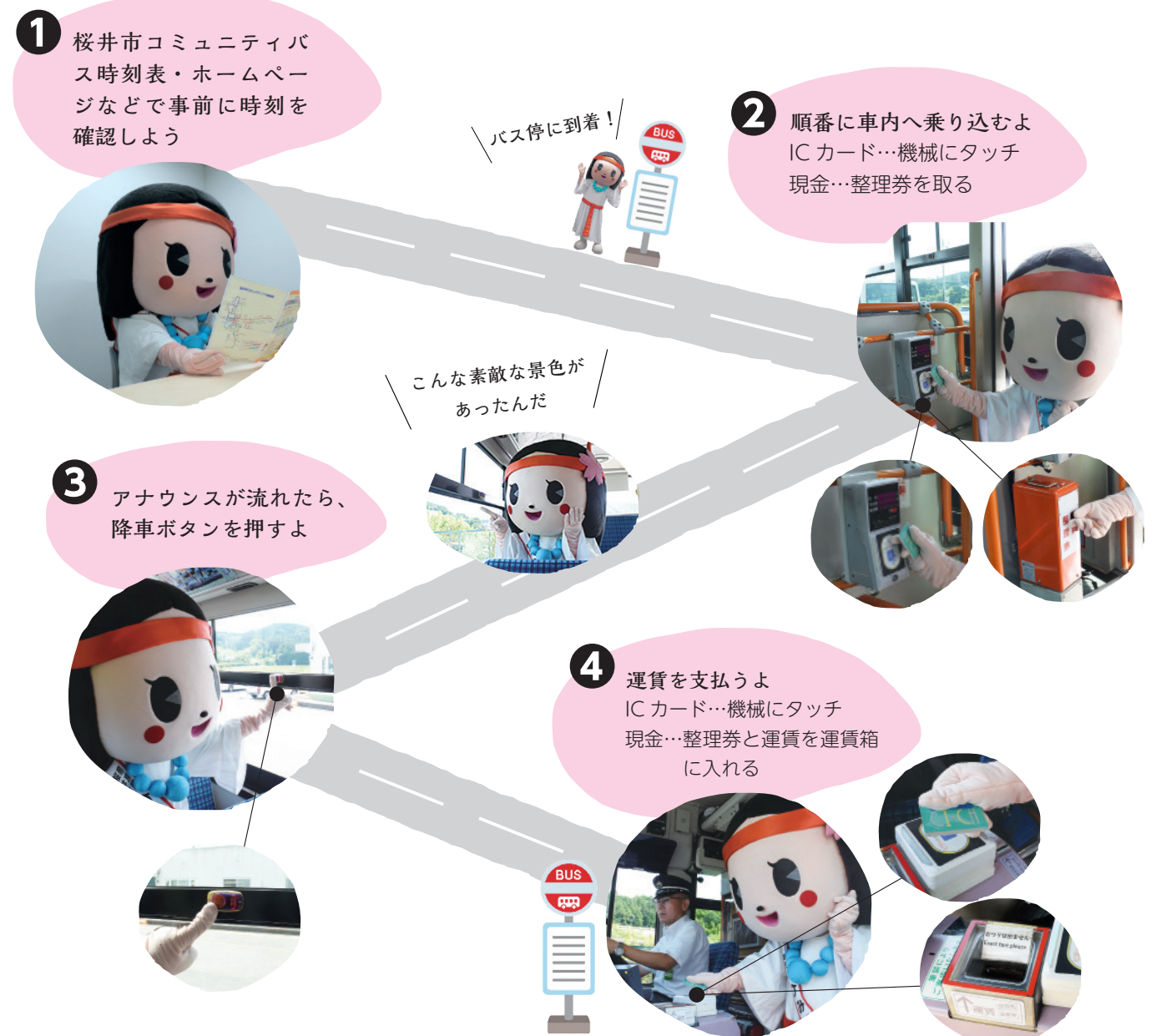
1 桜井市コミュニティバスの乗り方は知ってるかな

桜井市コミュニティバスは、市内の東部を運行する「初瀬・朝倉台線」、西北部を運行する「西北部循環線」、南部の市街地を回る「南循環線」、南部の山間部まで運行する「多武峯線」の 4 つの路線があって、市内各地と桜井駅をつないでいるよ。

桜井市コミュニティバスの時刻表・路線図は右記二次元コードへ



詳細はこちら▲



令和6年度収支決算報告について

資料2

(歳入)

(単位:円)

科 目			予 算 額 a	収入済額 b	差引増減 c(a-b)	摘 要
款	項	目				
1 負担金	1 負担金	1 負担金	0	550	550	桜井市負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金	2,992,000	2,992,000	0	令和6年度公共交通基本計画推進支援事業補助金 2,992,000円
合 計			2,992,000	2,992,550	550	

(歳出)

科 目			予 算 額 a	支出済額	差引増減 c(a-b)	摘 要
款	項	目				
2 事業費	1 事業費	1 事業費	2,992,000	2,992,550	550	桜井市地域公共交通維持・確保に向けた調査検討事業委託料 振込手数料
合 計			2,992,000	2,992,550	550	

令和6年度の決算につき帳簿及び証拠書類と対照調査の結果、いずれも適正に執行され、上記のとおり決算には誤りはないものと認める。

令和 7 年 6 月 12 日

監査員

福井 達郎 

監査員

野口 敏雄 

地域公共交通維持・確保に向けた調査検討事業について

〈背景〉

本市の公共交通についても全国と同様に利用者の減少や運行経費の増加など厳しい状況にある。とりわけ、天理桜井線は、地域公共交通確保維持改善事業において唯一幹線に位置付けられる路線であるが、国・県補助対象系統等の診断において、平成 26 年度から収支率の指標を満たしておらず、補助の見直しが行われる可能性が生じているところである。

〈事業目的〉

本市の地域公共交通ネットワークを今後も維持・確保していくために、令和 7 年度以降の地域公共交通を維持するためのネットワークの見直し・改善に向け、国補助において幹線と位置付けられる天理桜井線の利用状況、沿線地域住民の交通に対するニーズを把握することで、今後の本市における地域公共交通の維持を目的としたネットワークのあり方・改善の方向性について検討することとする。

〈調査概要〉

・ OD 調査の実施

調査対象：奈良交通バス天理桜井線全利用者

調査日：平日調査 令和 6 年 7 月 1 日（月）

休日調査 令和 6 年 7 月 6 日（土）

調査項目：性別・年代・居住地・バス乗車前後の鉄道やバス等との乗継の有無・利用券種
回答数

	系統		運行本数 (本/日)	回答件数 (件)	回答合計 (件)
平日	61 系統	天理駅-天理大学-桜井駅北口	6	70	295
	62 系統	天理駅-桜井駅北口	8	40	
	64 系統	憩の家外来棟-桜井駅北口	9	78	
	59 系統	桜井駅北口-箸中	4	10	
	文	天理駅-天理大学	6	97	
休日	62 系統	天理駅-桜井駅北口	6	20	98
	63 系統	天理駅-大神神社-桜井駅北口	6	29	
	59 系統	桜井駅北口-箸中	1	2	
	臨時	桜井駅北口-大神神社	20	47	

〈調査結果等〉

天理桜井線の役割

【OD 調査】主な利用目的は、平日 通勤・通学・通院。休日 通勤・観光
鉄道駅との乗継も含めて利用する人が多い（平日 69.5% 休日 78.6%）

→ 天理桜井線は主に生活交通として利用される路線である。また、多くが鉄道まで（から）の移動手段として利用されている。

天理桜井線の必要性

【OD 調査】天理市-桜井市間の移動は、約 30 人/日であり、全体の 8.9%
【天理市利用者調査】代替交通手段がないと考える方が平日 46.6%、休日 16.0%

→ 天理桜井線の利用者は、地域間幹線系統補助の補助条件である 15～150 人/日に該当するものであり、利用が少ないわけではない。

→ JR 桜井線と並行しているが、JR 桜井線が代替交通手段となりえない。

公共交通のサービスレベル（1日あたりの運行本数）

JR 桜井線	平日：27 往復 休日：31 往復
天理桜井線（天理駅-桜井駅）	平日：12 本 休日：11 本
（参考）コミュニティバス（西北部循環線）	平日・休日：6 本

→天理桜井線の運行本数は、市が提供する他の交通サービスと比べて多い。

桜井市の公共交通に係る費用

令和 6 年度 74,882,037 円

【天理桜井線に関する費用】

天理桜井線に関する桜井市の負担額 ： 4,755,000 円

フィーダー補助の金額（※） ： 5,900,000 円

※天理桜井線が国補助の対象となくなった場合、追加で市が負担する費用

→天理桜井線が廃止された場合、新たな交通モードがつくられなくとも、現在の市が提供する他の交通サービスを維持・確保するための市負担額は増加する。

〈見直しの方向性〉

サービスレベルを維持し、財政的な負担を抑える上では、天理桜井線を廃止して、新たな交通サービスを導入こととするよりも、現状の公共交通を維持・確保することが効率的であると考えられるため、天理桜井線の補助要件を継続して満たすことができるように利用促進策等に取り組むこととする。

しかしながら、新たな交通サービスの出現や、乗務員不足等の課題がある中、効率的・効果的に継続して公共交通の維持・確保すべく、引き続き改善に向けた調査・検討を進める。

桜井飛鳥線の実証運行（案）について

〈背景〉

令和6年9月9日に国の文化審議会世界文化遺産部会において、「山田寺跡」を構成資産として含む「飛鳥・藤原の宮都」が世界文化遺産への国内推薦候補として選定され、令和7年1月28日にユネスコへの推薦書提出について閣議了解が得られました。本件について、令和8年夏ごろの世界遺産登録を目指しているところです。

この登録により、観光需要の増加が見込まれ、それに伴うまちの活性化が期待されています。

〈事業目的〉

「山田寺跡」を構成資産として含む「飛鳥・藤原の宮都」の令和8年夏ごろの世界遺産登録を目指すにあたって、観光客等が利用しやすい環境を整えることが求められます。その方法の一つとして公共交通である、奈良交通が運行する広域路線バス桜井飛鳥線の運行内容の改善を図るため、令和7年10月から実証運行の開始を検討しています。

〈事業内容〉

現在の運行内容

平日：3便（通年）、土日祝：6便（期間限定）

平日（通年）

桜井市⇨明日香村

桜井駅南口	8:06	13:26	17:17
桜井駅筋	8:07	13:27	17:18
仁王堂	8:11	13:31	17:22
安倍文殊院	8:13	13:33	17:24
生田	8:14	13:34	17:25
安倍小学校	8:15	13:35	17:26
山田北口	8:18	13:38	17:29
山田寺	8:19	13:39	17:30
飛鳥資料館	8:20	13:40	17:31
明日香奥山・飛鳥資料館西	8:21	13:41	17:32

明日香村⇨桜井市

明日香奥山・飛鳥資料館西	8:35	13:44	17:38
飛鳥資料館	8:36	13:45	17:39
山田寺	8:37	13:46	17:40
山田北口	8:38	13:47	17:41
安倍小学校	8:39	13:48	17:42
生田	8:40	13:49	17:43
安倍文殊院	8:41	13:50	17:44
仁王堂	8:43	13:52	17:46
桜井駅筋	8:47	13:56	17:50
桜井駅南口	8:50	13:59	17:53

土日・祝日（4～5月、9月中旬～11月中旬のみ）

桜井市⇨明日香村

桜井駅南口	8:50	9:50	11:55	13:50	15:20	16:20
桜井駅筋	8:51	9:51	11:56	13:51	15:21	16:21
仁王堂	8:55	9:55	12:00	13:55	15:25	16:25
安倍文殊院	8:57	9:57	12:02	13:57	15:27	16:27
生田	8:58	9:58	12:03	13:58	15:28	16:28
安倍小学校	8:59	9:59	12:04	13:59	15:29	16:29
山田北口	9:02	10:02	12:07	14:02	15:32	16:32
山田寺	9:03	10:03	12:08	14:03	15:33	16:33
飛鳥資料館	9:04	10:04	12:09	14:04	15:34	16:34
明日香奥山・飛鳥資料館西	9:05	10:05	12:10	14:05	15:35	16:35

明日香村⇨桜井市

明日香奥山・飛鳥資料館西	9:15	10:15	12:20	14:20	15:50	16:50
飛鳥資料館	9:16	10:16	12:21	14:21	15:51	16:51
山田寺	9:17	10:17	12:22	14:22	15:52	16:52
山田北口	9:18	10:18	12:23	14:23	15:53	16:53
安倍小学校	9:19	10:19	12:24	14:24	15:54	16:54
生田	9:20	10:20	12:25	14:25	15:55	16:55
安倍文殊院	9:21	10:21	12:26	14:26	15:56	16:56
仁王堂	9:23	10:23	12:28	14:28	15:58	16:58
桜井駅筋	9:27	10:27	12:32	14:32	16:02	17:02
桜井駅南口	9:30	10:30	12:35	14:35	16:05	17:05

変更後の運行内容(案)

運行本数の増加

平日：3便（通年）、土日祝：6便（通年）

平日（通年）

桜井市⇨明日香村

桜井駅南口	8:06	13:02	16:55
桜井駅筋	8:07	13:03	16:56
仁王堂	8:11	13:07	17:00
安倍文珠院	8:13	13:09	17:02
生田	8:14	13:10	17:03
安倍小学校	8:15	13:11	17:04
NAFIC(仮称)	8:20	13:16	17:09
山田北口	8:24	13:20	17:13
山田寺	8:25	13:21	17:14
飛鳥資料館	8:26	13:22	17:15
明日香奥山・飛鳥資料館西	8:27	13:23	17:16
万葉文化館	8:31	13:27	17:20

明日香村⇨桜井市

万葉文化館	8:41	13:32	17:26
明日香奥山・飛鳥資料館西	8:45	13:36	17:30
飛鳥資料館	8:46	13:37	17:31
山田寺	8:47	13:38	17:32
山田北口	8:48	13:39	17:33
NAFIC(仮称)	8:52	13:43	17:37
安倍小学校	8:57	13:48	17:42
生田	8:58	13:49	17:43
安倍文珠院	8:59	13:50	17:44
仁王堂	9:01	13:52	17:46
桜井駅筋	9:05	13:56	17:50
桜井駅南口	9:08	13:59	17:53

土日・祝日（通年）

桜井市⇨明日香村

桜井駅南口	8:50	10:00	11:45	13:05	14:50	16:00
桜井駅筋	8:51	10:01	11:46	13:06	14:51	16:01
仁王堂	8:55	10:05	11:50	13:10	14:55	16:05
安倍文珠院	8:57	10:07	11:52	13:12	14:57	16:07
生田	8:58	10:08	11:53	13:13	14:58	16:08
安倍小学校	8:59	10:09	11:54	13:14	14:59	16:09
NAFIC(仮称)	9:04	10:14	11:59	13:19	15:04	16:14
山田北口	9:08	10:18	12:03	13:23	15:08	16:18
山田寺	9:09	10:19	12:04	13:24	15:09	16:19
飛鳥資料館	9:10	10:20	12:05	13:25	15:10	16:20
明日香奥山・飛鳥資料館西	9:11	10:21	12:06	13:26	15:11	16:21
万葉文化館	9:15	10:25	12:10	13:30	15:15	16:25

明日香村⇨桜井市

万葉文化館	9:22	10:34	12:14	13:35	15:23	16:34
明日香奥山・飛鳥資料館西	9:26	10:38	12:18	13:39	15:27	16:38
飛鳥資料館	9:27	10:39	12:19	13:40	15:28	16:39
山田寺	9:28	10:40	12:20	13:41	15:29	16:40
山田北口	9:29	10:41	12:21	13:42	15:30	16:41
NAFIC(仮称)	9:33	10:45	12:25	13:46	15:34	16:45
安倍小学校	9:38	10:50	12:30	13:51	15:39	16:50
生田	9:39	10:51	12:31	13:52	15:40	16:51
安倍文珠院	9:40	10:52	12:32	13:53	15:41	16:52
仁王堂	9:42	10:54	12:34	13:55	15:43	16:54
桜井駅筋	9:46	10:58	12:38	13:59	15:47	16:58
桜井駅南口	9:49	11:01	12:41	14:02	15:50	17:01

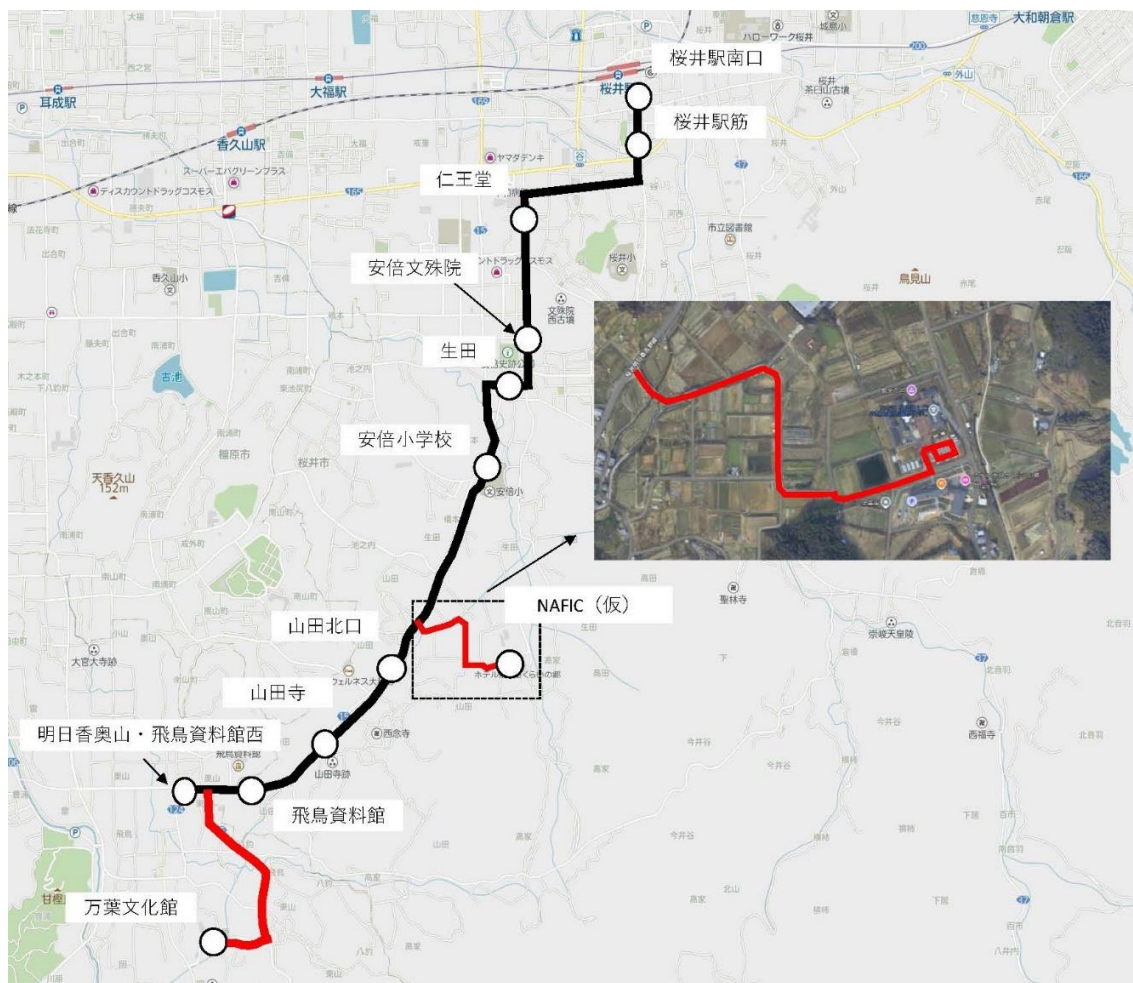
ルートの延伸

桜井駅南口～山田北口～明日香奥山・飛鳥資料館西

⇨桜井駅南口～（仮称）NAFIC～山田北口～明日香奥山・飛鳥資料館西～万葉文化館

※上記、運行時刻・バス停名称については、今後の調整により修正する場合があります。

路線図



バス停留所

名称：（仮称）NAFIC

所在地番：奈良県桜井市高家2217番地





凡 例	
—	認 可 申 請 路 線
—	既 認 可 路 線

認 可 申 請 路 線	
起 点	① 奈良県桜井市山田171番地13先
終 点	② 奈良県桜井市高家2217番地先
キ ロ 程	0.71 km
道路種別および幅員	市道(桜井市) 4.5m～5.4m
起 点	② 奈良県桜井市高家2217番地先
終 点	③ 奈良県桜井市高家2217番地
キ ロ 程	0.04 km 私有地(奈良県)
道路種別および幅員	私有地(奈良県) 7.0m

資料 5

令和 7 年度桜井市地域公共交通活性化再生協議会予算（案）

（ 歳 入 ）

款	項	目	金額	備考
2 補助金	1 補助金	1 補助金	5,900,000	○令和 7 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金 5,900,000 円
合計			5,900,000	

（ 歳 出 ）

款	項	目	金額	備考
2 事業費	1 事業費	1 事業費	5,900,000	○令和 7 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金 5,900,000 円 (コミュニティバスおよびデマンド型乗合タクシー運行補助金、振込手数料を含む)
合計			5,900,000	

（名称）桜井市地域公共交通活性化再生協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

桜井市においては、基幹路線（鉄道・路線バス）との結節点である桜井駅を中心として、市域内に広範にコミュニティバス 4 路線（初瀬・朝倉台線、南循環線、西北部循環線、多武峯線）、乗合タクシーによる公共交通機関網が広がっている。

これらの公共交通については、コミュニティバス等が支線の役割を果たすことで、基幹路線を通じた当市民の通院・通学等の日常生活に寄与しており、車を運転できない高齢者や学生等を中心に、生活に必要不可欠な交通として機能している。

また、コミュニティバス等については、山間部と中心市街地をつなぐものとして、公共交通空白地域における生活交通のための手段として利用されている。

しかしながら、人口減少と自家用車の普及により当市の公共交通機関の利用者は減少を続け、収支悪化による行政負担の増加をはじめ、運行に様々な問題が発生している。

このため、地域公共交通確保維持事業により、コミュニティバス 4 路線及びデマンド型乗合タクシーを確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（1）事業の目標

コミュニティバスの利用者数（1 年間の総数）	115 千人
コミュニティバスの公的資金投入額（利用者 1 人あたり）	580 円/人
コミュニティバスの収支率	29.7%
デマンド型乗合タクシー（上之郷地域）利用者数（1 年間の総数）	1,825 人
デマンド型乗合タクシー（上之郷地域）の公的資金投入額（利用者 1 人あたり）	2,272 円/人
デマンド型乗合タクシー（上之郷地域）の収支率	17.9%
市街地で公共交通の情報提供を実施している施設数	5 施設
バスの乗り方教室等モビリティ・マネジメントの実施回数 （桜井市地域公共交通計画 P.40 参照）	1 回/年

（2）事業の効果

コミュニティバス、デマンド型乗合タクシーの運行を維持確保することにより、沿線地域の交通弱者（高齢者等）の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、地域住民の利用について継続的に検証し、地域のニーズ等を加味しながら、運行事業計画の見直しについて協議会で検討協議を重ねることで、地域に合った交通システムが構築される。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
・市広報紙、ホームページを活用したコミュニティバス等に関する情報発信（桜井市） ・デマンド型乗合タクシーの利用案内の対象地域での配布（桜井市） ・コミュニティバス等の沿線施設での時刻表の配布（桜井市） ・各種イベント時での公共交通の情報提供（交通事業者、桜井市） ・バスの乗り方教室等モビリティ・マネジメントの開催（交通事業者、桜井市）
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び 運送予定者
表 1 を添付。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図るコミュニティバス路線及びデマンド型乗合タクシーについて、その運行に係る費用総額約 1 億円のうち、桜井市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
・コミュニティバスやデマンド型乗合タクシーの利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング、評価を実施
7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要【 <u>地域間幹線系統のみ</u> 】
※該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧【 <u>地域間幹線系統のみ</u> 】
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及び その他特記事項【 <u>地域間幹線系統のみ</u> 】
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要【 <u>地域内フィーダー系統のみ</u> 】
表 5 を添付。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【 <u>車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【 <u>車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
（1）事業の目標
※該当なし
（2）事業の効果
※該当なし
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費

用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
（１）事業の目標
※該当なし
（２）事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
【令和６年度】 ・令和６年４月２４日 地域公共交通の確保維持に向けた調査検討事業および、それに係る予算案について合意 ・令和６年６月２０日 地域公共交通計画認定申請について協議・合意 ・令和６年９月１８日 デマンド型乗合タクシーの運行について合意 ・令和７年１月１６日 地域公共交通確保維持事業の事業評価について協議・合意 ・令和７年３月１４日 地域公共交通計画の変更について協議・合意 【令和７年度】 ・令和７年６月１９日 地域公共交通の確保維持に向けた事業および、それに係る予算案について合意 地域公共交通計画認定申請について協議・合意
19. 利用者等の意見の反映状況
利用者代表として「桜井市自治連合会長」、「桜井市社会福祉協議会長」、「桜井市老人クラブ連合会長」より各々１名参加いただき、その意見を事業に反映している。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R8年度

R9年度～計画期間最終年度については、R8年度事業から運行内容に変更がないため省略

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画運 行日数	計画運 行回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
桜井市	奈良交通(株)	(1) 多武峯	桜井駅 南口	多武峯	談山神 社	往 8.1km 復 8.1km	365日	3985.5回			路線定期 運行	①	桜井駅で補助対象 地域間幹線系統 「天理桜井線」と接 続(近接)	③
		(2) 初瀬・朝倉台A	桜井駅 北口	大和朝 倉駅	吉隠柳 口	往 12.2km 復 12.0km	365日	1277.5回			路線定期 運行	①		③
		(3) 初瀬・朝倉台B	桜井駅 北口	とれと れ・オー クワ前	吉隠柳 口	往 9.0km 復 8.8km	365日	885.0回			路線定期 運行	①		③
		(4) 初瀬・朝倉台C	桜井駅 北口	大和朝 倉駅	与喜浦	往 10.0km 復 10.0km	365日	365.0回			路線定期 運行	①		③
		(5) 初瀬・朝倉台D	桜井駅 北口	とれと れ・オー クワ前	与喜浦	往 6.8km 復 6.8km	365日	547.5回			路線定期 運行	①		③
		(6) 南循環	桜井駅 北口	安倍文 殊院	桜井駅 北口	往 10.6km 復:循環	362日	2172回			路線定期 運行	①		③
		(7) 西北部循環	桜井駅 北口	山の辺 病院	桜井駅 北口	往 16.2km 復:循環	362日	1325回			路線定期 運行	①		③
	日の丸交通(株)	(8) 乗合タクシー		上之郷 地域			291日	902回			区域運行	①		③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	桜井市
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	30,000
交通不便地域等	

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
奈良県地域公共交通計画	令和5年3月	
桜井市地域公共交通計画	令和5年3月	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)